

2020年6月4日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
ゲンダイエージェンシー株式会社
代表取締役CEO 山 本 正 卓

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる状況を踏まえ、感染拡大防止および株主様の安全確保のために、本株主総会につきましては、可能な限り、書面による議決権行使をご検討ください。書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2020年6月25日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。また、株主総会当日の対応に関しましては、次ページの＜新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ＞をご参照ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル 7階 第1・第2会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第25期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、
計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書類のうち事業報告の「会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.gendai-a.co.jp/>) に掲載しております。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.gendai-a.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。予めご了承くださいませますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ＞

◎株主総会へのご出席について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止および株主様の安全確保のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、ご出席を検討されている株主様におかれましては、総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

◎株主総会会場での対応について

ご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、当社の判断に基づき、役員および運営スタッフのマスク着用ならびにアルコール消毒液の設置、体調不良と見受けられる株主様へのお声かけなど感染拡大防止および株主様の安全確保のための措置を講じる場合もありますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

◎株主総会会場の座席について

株主総会会場の座席は、密集しないよう座席数を減らし、例年より間隔を開けた座席配置とさせていただきますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

※今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.gendai-a.co.jp/>) において速やかにお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

I. 企業集団および当社の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費も緩やかに持ち直しの動きが見られましたが、2019年10月に実施された消費税増税後は、力強さに欠ける状況が続いております。さらに米中の通商問題の動向が世界経済に与える影響や、世界的な新型コロナウイルス感染拡大等もあり、極めて不確実性の高い状況が続いております。

当社グループの主要顧客であるパチンコホール業界においては、ユーザーの参加頻度や投資金額が減少した結果、収益面で厳しい状況が続いております。また、昨今の依存問題対策や射幸性抑制を目的とした業界規制強化の流れを受け、先行きに不安を感じるホール企業は増加傾向にあり、業界全体で新規出店、店舗リニューアルや新遊技機の購入といった投資意欲は、過去と比較しても著しく減退しつつあることがうかがえます。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、2020年3月より、全国のパチンコホールにおいて、集客を目的とした広告宣伝が自粛されていることから、それ以降の広告出稿は急激に減少しております。

こうした厳しい環境下で、当社グループでは主力の広告事業において、特定業界に過度に依存しない収益の多様化を方針として掲げ、パチンコホール以外の分野における市場開拓を進めております。当期においては、フィットネス業界向け広告領域における拡販や、デザイン受託業務の強化、インターネット求人広告の取扱い等により、収益の底上げに向けた取り組みを進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は11,115百万円（前年同期比7.9%減）、営業利益は460百万円（同34.7%減）、経常利益は434百万円（同38.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、海外子会社における減損損失116百万円、同子会社の整理に伴う株式売却損144百万円等の特別損失を計上したこと等により31百万円（同92.9%減）となりました。

なお、セグメント別の状況は以下のとおりであります。

① 広告事業

当連結会計年度におけるパチンコホール広告市場は、パチンコホール企業における収益性悪化を要因とする広告予算の削減が続いたことに加え、新台入替の頻度が減少したことによる告知需要の減少もあり、広告需要は著しく低迷する状況にありました。また、新規出店意欲の減退もあり、例年と比較しても、新規出店数は極端に少なかったことから、大型の新規出店告知需要は減少いたしました。さらに、2020年2月末には、パチンコホール業界団体である、全日本遊技事業協同組合連合会より、全国のパ

チンコホールに対して、新型コロナウイルス感染症の問題が沈静化されるまでの間、各種媒体を用いた新台入替等の集客を目的とした広告宣伝については、自粛を含めた適切な対応をとるようにとの要請が発せられた結果、2020年3月以降の広告需要は急減する状況にあります。

こうした環境下において、当社グループでは、パチンコホール向け広告分野においては、従来の紙媒体広告からインターネット広告への段階的な移行による収益構造の転換を図るべく、自社メディアである「パチ7」やDSP広告「パチアド」を中心としたインターネットメディアへのシフトを推進するとともに、需要に応じた営業体制の最適化の観点から、パチンコ以外の広告分野への人的資源の移管を開始しました。

パチンコホール以外の広告分野においては、フィットネス業界向け広告領域における営業強化、オンラインデザイン受託サイト「アドラク！」を中心としたデザイン受託業務やインターネット求人広告の販売強化を実施してまいりました。

なお、パチンコホール広告以外の広告分野における市場開拓には相応の時間を要するものと見込まれる一方、パチンコホール広告分野の需要減退が大きく影響したことから、売上高は10,930百万円（前年同期比8.0%減）、セグメント利益は878百万円（同22.1%減）となりました。

②不動産事業

当連結会計年度においては、連結子会社㈱ランドサポートにおいて、2017年2月に取得した千葉県柏市の土地の賃貸案件に加えて、パチンコホールM&A案件や賃貸物件仲介案件（69百万円）を成約いたしました。

その結果、売上高は120百万円（前年同期比34.8%増）、セグメント利益は68百万円（同21.3%増）となりました。

③その他

当連結会計年度においては、東南アジアにおける電子カジノ運営受託事業を手掛けるシンガポール連結子会社GDLH Pte. Ltd.（以下、GDLH社）において、カンボジア、パリン地区およびポイペト地区のカジノにおけるスロットマシンオペレーション業務を受託し、運営しておりました。当連結会計年度においては、運営受託中のカジノ施設における集客力低下の影響により、収益は伸び悩みました。

その結果、売上高は64百万円（前年同期比35.5%減）にとどまり、セグメント損失は、収益の低迷や初期投資の償却負担の影響等により154百万円（前年同期は149百万円の損失）となりました。

なお、東南アジアにおける電子カジノ運営受託事業については、営業赤字が継続しており、今後も業績の大幅な改善は困難であると判断されることや、中古カジノマシン流通価格の下落により、GDLH社の保有マシンについて減損損失を計上するに至った点等を勘案し、2019年10月18日開催の当社取締役会において、本事業からの完全撤退の方針を決定いたしました。さらに、同方針に基づき、2020年3月23日付で、当社は保有するGDLH社の株式の全部を第三者の投資家に譲渡し、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

2. 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度における、重要な資金調達はありません。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,400百万円の当座貸越契約を締結しております。当契約に基づく当連結会計年度末借入残高はありません。

3. 企業集団の設備投資状況

当連結会計年度における、重要な設備投資はありません。

4. 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第22期 2017年3月期	第23期 2018年3月期	第24期 2019年3月期	第25期 2020年3月期
売上高	15,851	13,244	12,072	11,115
営業利益	1,269	743	704	460
経常利益	1,268	716	700	434
親会社株主に帰属する 当期純利益	831	504	434	31
1株当たり当期純利益	54円48銭	33円51銭	28円89銭	2円06銭
総資産	8,330	7,731	8,093	6,797
純資産	5,436	5,610	5,628	5,231
1株当たり純資産額	360円66銭	365円80銭	369円33銭	347円14銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第22期 2017年3月期	第23期 2018年3月期	第24期 2019年3月期	第25期 2020年3月期
売上高	14,189	11,554	10,216	9,081
営業利益	1,127	754	497	413
経常利益	1,127	828	507	607
当期純利益 (△)は当期純損失	696	581	298	△20
1株当たり当期純利益 (△)は1株当たり当期純損失	45円64銭	38円63銭	19円83銭	△1円39銭
総資産	7,803	7,213	7,345	6,137
純資産	5,089	5,267	5,191	4,798
1株当たり純資産額	338円19銭	350円01銭	344円92銭	318円81銭

(注) 1株当たり当期純利益、及び当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 企業集団の対処すべき課題

次期の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主力の広告事業における主要顧客であるパチンコホールにおいて、感染症問題が沈静化されるまでの期間、集客広告が自粛されており、極めて多額の広告需要消失が予想されます。さらに、目下、新たな顧客開拓と各種広告サービスの拡販を進めているフィットネス施設についても、感染症対策に伴う相次ぐ休業等により、広告需要は著しく低調に推移することが予想されます。

なお、直近の2020年4月における広告受注額は、正常需要下での受注額に対して7割超の減少となっており、仮に、この状況が継続した場合には、月次の営業損失および純損失は最大約△150百万円、月次の資金流出についても約150百万円が見込まれます。一方で、当社グループは、2020年3月末時点において、現金および預金4,000百万円超を保有しており、さらに4月中においては、流動性の補充を目的として、取引金融機関より当座貸越1,400百万円を含む合計1,700百万円の借入による調達を実行済みであることから、この先短期間で手元流動性に問題が生じるおそれはないと判断しております。

しかしながら、現時点における、新型コロナウイルス感染の終息時期および広告需要の回復時期についての予測は困難であることから、広告需要が現状のまま極端に低迷した状態が継続した場合においては、累積赤字の増大や継続的な資金流出が発生することが予想されます。その結果、当社グループの財政状態およびキャッシュ・フローが大幅に悪化するリスク等が懸念され、先行き不透明な経営環境における事業遂行を強いられることが予測されます。

そうした厳しい環境を踏まえ、当社グループでは「ウィズ・コロナ」、「アフター・コロナ」のそれぞれの状況において、次の課題に取り組んでまいります。

①従業員の健康と事業継続の態勢確保および業務の効率化

従業員が新型コロナウイルスに感染した場合、重篤化するリスクや、長期間の隔離、療養が必要とされ、事業に従事できなくなるリスクがあることから、当社グループでは、従業員の健康、安全と、事業継続の態勢を確保するため、政府による緊急事態宣言の発令直後速やかに、原則として全ての拠点で一旦テレワークへと移行いたしました。また、現状においても、感染リスクに応じて、拠点ごとにテレワークへの速やかな切り替えが行えるよう柔軟な業務態勢を確保しております。今後は、感染症リスクの長期化に備え、テレワークの適用可能範囲をさらに拡大すると同時に、新しい働き方をより円滑かつ効率的に実践していくため、それぞれの業務において課題の抽出、改善策の立案と実行を継続的に進めてまいります。

②経済活動再開後を見据えた、新たなクライアントの開拓と、新サービス提供に向けた準備活動の推進

特定業種の需要に過度に依存することによる受注急減リスクに対応するためには、クライアント業種の分散による収益源の多様化が重要であると認識しております。「アフター・コロナ」の社会環境の下では、昨今の様々なサービスのオンライン化によるインターネットメディアの需要増が予測されます。これに対応するため、動画作成サービスの提供をはじめ、当社がこれまで取り組んできたインターネット広告のノウハウを活かしたサービスで、新しい業種におけるクライアント開拓を推進し、収益源の分散を実現してまいります。また、デジタル・アド分野における急激なテクノロジーの進化に適応した広告サービスの開発と、それを扱う従業員の教育に一層力を注いでまいります。

6. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および国内子会社6社により構成されております。

①広告事業

当社、連結子会社㈱ユーアンドユー、㈱ジュリアジャパン、㈱ジールネットおよび㈱エンサインアドにおいて、広告の企画制作を行っております。品目別の内容は以下のとおりであります。

品 目	内 容
折 込 広 告	新聞折込広告の企画制作
インターネット	インターネットメディアを利用した広告の企画制作
販 促 物	ダイレクトメール、店舗内外装飾用のポスター・ポップ等の印刷物、ノベルティー等の企画制作
媒 体	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等のマスメディアを利用した広告の企画制作
クリエイティブ	映像、デザイン等の制作受託
そ の 他	店舗イベントの企画運営

②不動産事業

連結子会社㈱ランドサポートにおいて、パチンコホールをはじめとした商業施設全般に関する不動産の賃貸、仲介等を行っております。

③その他事業

主として、連結子会社㈱ジールネットにおいて、キャンピングカーレンタル事業、㈱アークにおいて新事業開発を行っております。

7. 企業集団の主要な事業所（2020年3月31日現在）

会社名	区分	場 所
ゲンダイエージェンシー(株)	本 社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティビル29階
	営業拠点	国内15営業拠点 (札幌、仙台、宇都宮、さいたま、東京、横浜、 松本、名古屋、静岡、大阪、神戸、広島、松山、 福岡、鹿児島)
(株)ランドサポート	本 社	東京都台東区
(株)ユーアンドユー	本 社	東京都渋谷区
(株)ジュリアジャパン	本 社	東京都新宿区
	オフィス	国内6拠点 (札幌、東京、名古屋、大阪、福岡、那覇)
(株)ジュールネット	本 社	東京都新宿区
	営業所	埼玉県川口市
(株)エンサインアド	本 社	東京都新宿区
(株)アーク	本 社	東京都新宿区

8. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
広告事業	267	△15
不動産事業	—	—
その他	—	△20
全社（共通）	2	△1
合計	269	△36

- (注) 1. 当社および当社連結子会社の従業員数を記載しております。
 2. 上記従業員のほか、臨時従業員が23名（年間の平均人員）おります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
 4. 従業員数が前連結会計年度末比で減少しているのは、主として、連結子会社 GDLH. Pte. Ltd. を連結の範囲から除外したことによるものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
164名	△1名	38.3歳	11.15年

(注) 上記従業員のほか、臨時従業員が15名（年間の平均人員）おります。

9. 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社ランドサポート	50百万円	100.0%	不動産事業
株式会社ユーアンドユー	60百万円	100.0%	広告事業
株式会社ジールネット	35百万円	100.0%	広告その他事業
株式会社ジュリアジャパン	45百万円	100.0%	広告事業
株式会社エンサインアド	10百万円	60.0%	広告事業
株式会社アーク	25百万円	100.0%	その他事業

(注) GDLH Pte.Ltd. は、2020年3月23日付で全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

10. 企業集団の主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	420百万円
株式会社三菱UFJ銀行	380百万円

(注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行4行と借入極度額1,400百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当契約に基づく当期末借入実行残高はありません。

II. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | |
|-------------|-------------|
| ①発行可能株式総数 | 66,400,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 15,050,000株 |
| ③株主数 | 6,932名 |
| ④大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
アセット・マネジメント・アドバイザーズ(株)	5,244,000株	34.84%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	850,000株	5.65%
ジ ャ パ ン プ リ ン ト (株)	480,000株	3.19%
梅 田 美 智 子	359,400株	2.39%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	350,000株	2.33%
山 本 正 卓	322,400株	2.14%
完 山 敏 錫	320,000株	2.13%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	158,110株	1.05%
(株) シ ル バ ー グ ル ー プ	120,000株	0.80%
(株) 読 売 I S	120,000株	0.80%

III. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	山本正卓	最高経営責任者
代表取締役	上川名弦	最高執行責任者
取締役	高秀一	最高財務責任者
取締役	木藤友治	最高投資責任者 Indyspec Design, LLC (米国) Principal
取締役	坂本哲進	株式会社ランドサポート 代表取締役
取締役	加治屋美弥子	レイフィールド株式会社 代表取締役社長 株式会社next innovation 取締役会長
取締役	小林泰士	株式会社マーケットエンタープライズ 代表取締役
常勤監査役	安達吉明	
監査役	寺田公規	
監査役	東 徹	税理士
監査役	高野健二	公認会計士 株式会社M&Aコンサルティング 代表取締役

(注) 1. 取締役加治屋美弥子氏および小林泰士氏の両名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当期中の取締役の異動

- (1) 取締役加治屋美弥子氏および小林泰士氏は、2019年6月26日開催の第24回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
 - (2) 取締役上岳史氏および松崎みさ氏は、2019年6月26日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役加治屋美弥子氏は、2020年3月1日付でレイフィールド株式会社の代表取締役社長に、2020年3月19日付で株式会社next innovationの取締役会長に就任いたしました。
 4. 監査役寺田公規氏、東徹氏および高野健二氏の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 5. 監査役東徹氏は税理士の資格を有しており、また、監査役高野健二氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社は、監査役東徹氏および監査役高野健二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	9 (4)	97 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	15 (7)
合 計	13 (7)	113 (9)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第14回定時株主総会において、年額200百万円以内(うち社外取締役12百万円以内)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2005年6月17日開催の第10回定時株主総会において、月額2,500千円と決議いただいております。
 4. 役員賞与はございません。
 5. 役員退任慰労金制度および支給実績はございません。

3. 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役加治屋美弥子氏は、レイフィールド株式会社の代表取締役社長および株式会社next innovationの取締役会長であります。当社とレイフィールド株式会社および株式会社next innovationとの間には特別の関係はございません。
 - ・取締役小林泰士氏は、株式会社マーケットエンタープライズの代表取締役であります。当社と株式会社マーケットエンタープライズとの間には特別の関係はございません。
 - ・監査役高野健二氏は、株式会社M&Aコンサルティングの代表取締役であります。当社と株式会社M&Aコンサルティングとの間には特別の関係はございません。
- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・該当事項はございません。
- ③当事業年度における主な活動状況
- ・取締役加治屋美弥子氏は、2019年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、事業会社での業務執行取締役の経験と実績を通じて培った幅広い知見からの発言を適宜行っております。
 - ・取締役小林泰士氏は、2019年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、企業経営者としての観点からの発言を適宜行っております。
 - ・監査役寺田規氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回および監査役会13回のうち13回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
 - ・監査役東徹氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回および監査役会13回のうち13回に出席し、税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
 - ・監査役高野健二氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回および監査役会13回のうち12回に出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
 - ・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任もしくは不再任決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,269	流 動 負 債	930
現金及び預金	4,052	支払手形及び買掛金	489
受取手形及び売掛金	980	1年内返済予定の長期借入金	200
未収還付法人税等	153	未払法人税等	39
その他	85	その他	202
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	635
固 定 資 産	1,528	長期借入金	600
有 形 固 定 資 産	630	資産除去債務	8
建物及び構築物	46	その他	26
機械装置及び運搬具	21	負 債 合 計	1,565
工具、器具及び備品	22	純 資 産 の 部	
土地	521	株 主 資 本	5,228
建設仮勘定	17	資 本 金	751
無 形 固 定 資 産	76	資 本 剰 余 金	1,063
ソフトウェア	76	利 益 剰 余 金	3,414
投 資 そ の 他 の 資 産	821	その他の包括利益累計額	△4
投資有価証券	477	その他有価証券評価差額金	△4
長期貸付金	119	非 支 配 株 主 持 分	7
繰延税金資産	3	純 資 産 合 計	5,231
その他	343	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,797
貸倒引当金	△123		
資 産 合 計	6,797		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	金 額
売上高		11,115
売上原価		8,264
売上総利益		2,850
販売費及び一般管理費		2,390
営業利益		460
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	1	
有価証券利息	3	
その他	6	14
営業外費用		
支払利息	3	
為替差損	34	
その他	2	40
経常利益		434
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
投資有価証券評価損	46	
関係会社株式売却損	144	
減損損失	116	307
税金等調整前当期純利益		127
法人税、住民税及び事業税	104	
法人税等調整額	51	155
当期純損失（△）		△28
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△59
親会社株主に帰属する当期純利益		31

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,437	流 動 負 債	730
現金及び預金	3,558	買掛金	396
受取手形	117	1年内返済予定の長期借入金	200
売掛金	573	未払金	73
仕掛品	3	未払費用	18
原材料及び貯蔵品	0	未払消費税等	26
前払費用	39	預り金	10
未収還付法人税等	113	その他	3
その他	33	固 定 負 債	608
貸倒引当金	△1	長期借入金	600
固 定 資 産	1,700	その他	8
有 形 固 定 資 産	69	負 債 合 計	1,339
建物	27	純 資 産 の 部	
車両運搬具	18	株 主 資 本	4,802
工具、器具及び備品	15	資本金	751
建設仮勘定	8	資本剰余金	1,063
無 形 固 定 資 産	64	資本準備金	1,063
ソフトウェア	64	利益剰余金	2,987
投 資 そ の 他 の 資 産	1,565	その他利益剰余金	2,987
投資有価証券	477	繰越利益剰余金	2,987
関係会社株式	772	評価・換算差額等	△4
長期貸付金	119	その他有価証券評価差額金	△4
その他	319	純 資 産 合 計	4,798
貸倒引当金	△123	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,137
資 産 合 計	6,137		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		9,081
売 上 原 価		6,655
売 上 総 利 益		2,425
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,012
営 業 利 益		413
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	352	
そ の 他	1	353
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
為 替 差 損	34	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	119	
そ の 他	1	159
経 常 利 益		607
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	41	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	453	494
税 引 前 当 期 純 利 益		113
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	18	
法 人 税 等 調 整 額	115	134
当 期 純 損 失 (△)		△20

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

ゲンダイエージェンシー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森田浩之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 映 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゲンダイエージェンシー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゲンダイエージェンシー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

ゲンダイエージェンシー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森田浩之 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 映 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゲンダイエージェンシー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

ゲンダイエージェンシー株式会社 監査役会

常勤監査役 安 達 吉 明 ㊟

監 査 役 寺 田 公 規 ㊟

監 査 役 東 徹 ㊟

監 査 役 高 野 健 二 ㊟

(注) 監査役寺田公規氏、東徹氏、高野健二氏の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま もと まさ たか 山本正卓 (1964年4月20日生)	1991年4月 有限会社アイユー入社 1993年4月 株式会社ファラン入社 1994年2月 現代広告社創業 1995年4月 当社設立 代表取締役就任（現任） 2004年5月 最高経営責任者（CEO）（現任）	322,400株
2	かみ かわ な びづる 上川名 弦 (1971年9月9日生)	1994年8月 株式会社ロイヤル入社 1996年11月 株式会社クリエイティブ東北入社 1998年9月 当社入社 2004年10月 事業開発室長 2005年4月 執行役員事業開発室長 2007年6月 当社取締役就任 最高執行責任者（COO）（現任） 2008年6月 当社代表取締役就任（現任）	97,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 にお け る 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
3	高 秀 一 (1974年10月5日生)	1996年10月 中央監査法人入所 1999年7月 公認会計士登録 2001年7月 当社入社 管理本部付部長 2004年4月 執行役員社長室長 2004年5月 当社取締役就任(現任) 最高財務責任者(CFO) (現任)	101,900株
4	木 藤 友 治 (1968年5月21日生)	1989年4月 国際ピーアール株式会社(現ウェー バー・シャンドウィック・ワールド ワイド株式会社)入社 1992年12月 クラリス株式会社(現ファイルメー カー株式会社)/Apple Computer, Inc. (米国、現Apple Inc.) 入社 2000年8月 株式会社光通信キャピタル(現SBI- HIKARI P. E. 株式会社)入社 2000年10月 同社執行役員最高マーケティング責 任者就任 2003年10月 当社入社 戦略・事業開発チーフデ ィレクター 2005年10月 Indyspec Design, LLC(米国) Principal (現任) 2007年6月 当社取締役就任(現任) 2018年4月 最高投資責任者(CIO) (現任)	12,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	こばやし やすし 小林 泰士 (1981年3月2日生)	2006年7月 株式会社マーケットエンタープライズ設立 代表取締役就任(現任) 2019年6月 当社社外取締役就任(現任)	1,600株
※6	かね もと 金本 かすみ (1986年11月27日生)	2010年2月 株式会社F1メディア入社 2011年9月 株式会社ミンツプランニング設立 代表取締役就任(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 金本かすみ氏の戸籍上の氏名は山本かすみであります。
4. 小林泰士氏および金本かすみ氏は社外取締役候補者であります。
5. (1) 小林泰士氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 金本かすみ氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 小林泰士氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。これにより、小林泰士氏の再任が承認された場合、当社は小林泰士氏との間で当該契約を継続するとともに、金本かすみ氏との間においても、同氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

当社の監査役は4名ですが、うち2名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あ だら よし あき 安 達 吉 明 (1971年12月25日生)	1995年4月 当社入社 1999年4月 八王子営業所 営業マネージャー 2001年4月 営業本部 営業企画マネージャー 2005年4月 営業統括スーパーバイザー 2006年4月 人事部 人材育成エキスパート 2009年4月 営業企画部 マーケティングエキスパート 2012年6月 当社監査役就任(現任)	26,400株
※2	た なか こう じ ろう 田 中 公 仁 郎 (1963年3月25日生)	1984年4月 株式会社アドクリエーション入社 1986年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 1987年4月 株式会社スリークォーター入社 1990年3月 株式会社エーシー設立 代表取締役就任 2010年10月 ACUSA, inc. 設立 代表取締役就任 2011年11月 株式会社K's設立 取締役社長就任(現任) 2015年9月 株式会社Lady. A設立 代表取締役就任(現任) 2019年12月 株式会社はんなり 代表取締役就任(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田中公仁郎氏は社外監査役候補者であります。
4. 田中公仁郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は複数の会社の経営に携わり経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの知識と経験を当社の経営に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。これにより、田中公仁郎氏の選任が承認された場合、当社は田中公仁郎氏との間で当該契約を締結する予定であります。

以 上

